

同下 1B(x)

極
秘

181

第 4 9 回 国 会 (臨 時 会)

日 韓 会 談 (請 求 權 問 題) 関 係 想 定 問 答

昭 和 4 0 年 7 月

理 財 局

第49回国会（臨時会）想定問答目次

日韓会談（請求権問題）関係分

- 問1 日韓会談における請求権問題の経緯を
説明せよ。----- (1)
- 問2 韓国の対日8項目の請求の内容と、そ
れに対する日本側見解を説明せよ。----- (12)
- 問3 請求権問題解決と経済協力との関係を
説明せよ。----- (19)
- 問4 経済協力の金額8億ドルはどのように
して定められたか。その算定根拠を説明
せよ。----- (21)
- 問5 請求権解決協定の内容を簡単に説明せ
よ。----- (23)

(目1)

問6 (1) 在韓日本財産は今回の協定で放棄

されたものか。

(2) 在韓日本財産の放棄による補償問

題を政府はどのように考えているか。----- (28)

(以上すべて外務省において答弁のこと。)

(目2)

日韓会談（請求権問題）関係分

問 1 日韓会談における請求権問題の経緯を説明せよ
（外務省において答弁のこと）

答 昭和26年日韓会談開始後、李承晩退陣（35年）までの約10年間は、日韓両国間で請求権問題交渉の前提となる基本的考え方の対立が激しく、韓国側請求権の個々の内容について具体的討議に入ることができなかつた。しかし、昭和35年にいたり、李承晩退陣によりそれまでの韓国の反日感情がやわらいだ事態を背景として開かれた第5次会談以降、日本側としては、韓国側請求権のうち法的根拠のあるものについては支払措置を講ずるとの原則に立つて、韓国側より請求権の内容について説明を聞き、請求の法的根拠及び事実関係の究明に努めてきたのであつたが、討議の進むにつれて、法的根拠に関する両国の見解は一致を見ることができず、また事実関係についても戦後十数年を経た後ではその実態の把握は極めて困難である等の事情から、このような個別請求に対する支払額の積上げによる形での解決は、殆んど不

(1)

可能であることが判明するに至つた。

このような事態を打開するため、37年末の大平・金会談においては請求権問題の解決方式に新しい工夫がとられ、韓国の民生安定及び経済発展に資することを目的としてわが国から韓国に対し経済協力を供与するものとし、その随伴的結果として、平和条約第4条の請求権問題は完全に解決しもはや存在しなくなることにする方針が合意された。

その後上記大平・金了解をうけて、本年4月に椎名李合意事項がイニシアルされ、わが国から経済協力を供与することと併行して、請求権に関する問題については、現在まで懸案となつている日韓双方の一切の請求権を相互に放棄してこれを解決することとなつた。そして同合意事項に沿つて「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」が、本年6月22日に調印された。

(2)

注1

日韓請求権問題の経緯

1 (第1期) 日韓会談の開始から李承晩退陣まで(昭和26～35年)

この時期は、請求権の内容についての具体的討議に立ち入るまえの前提となる基本的考え方の対立に終始していた。

(1) 日本側：在韓日本財産に対する日本側の請求権ありと主張(平和条約第4条(b)で日本が承認した在韓米軍政府の軍令33号(20年12月)(在韓日本財産を米軍政府が接收し、後に米韓協定(23年9月)で韓国へ譲渡)の効力は、管理処分にとどまり、日本側には在韓財産に関する請求権が残っている。)

(2) 韓国側：(1)在韓財産に対する日本側の請求権はない。(軍令33号で米軍が完全に所有権まで没収した後韓国が譲受けたものであつて、米軍の処分については日本は平和条約で承認した。)

(ロ) したがつて、請求権として日韓の間で問題になるのは、韓国側の請求権だけである。(27年2月対

(3)

(3)

日請求権8項目の提出)

(3) 久保田発言の問題(28年10月) 両者の対立がはつきり正面衝突して会談が決裂したもの

(イ) 韓国側：日本が植民地搾取で蓄積した在韓日本財産に対する請求権をあくまで主張するなら、韓国は日本に占領された36年間の被害に対する賠償を要求する。

(ロ) 日本側：日本の統治にはいい面(禿山を緑にし、鉄道、道路、水田の開発)もあつた。韓国側が賠償を要求するなら、日本が朝鮮経済育成のために、わが国から持出した資金と相殺する。

(4) 日本側請求権主張の撤回(32年12月) 李ライン侵犯で拿捕抑留された日本漁民の釈放問題の解決が国内政治上も要請され、同時に日韓会談の打開の契機をもつかむ必要があつたため、日本側は、久保田発言と当初主張していた在韓財産に対する請求権を撤回した。

○ 在韓日本財産の米軍処理の効力に関する米国の見解については、すでに対日平和条約締結のさい、日

(4)

韓両国に指示されていたが、この段階において、(昭和32年12月)米国は改めて同趣旨の見解を次のごとくわが国に指示してきた。

○ 米国解釈：在韓日本財産は、軍令33号、米韓協定により韓国に所属を変えられており、平和条約第4条(b)により、日本側は同財産に対する有効な請求権を主張しえない。ただし、このような処理は、特別取極を考慮するにあたって「関連がある」ものであり、両国間の特別取極は、日本資産の韓国帰属により、韓国の対日請求権がいかなる程度まで消滅され、又は満たされたかと認めるかについて、決定を含むこととなる。

(5) その後北鮮帰還問題などのため、日韓会談は李承晩時代(35年4月の革命まで)には、殆んどストップの状態であつた。

2 (第2期)張勉政権(学生革命による文民政府)の成立から、小坂・崔会談(35年～37年3月)

韓国側は、請求権の内容を個別に説明し、日本側は個々の項目の金額の積上げ計算により、請求権の金額を支

払う方法により事態の收拾を考えていた時期である。

(1) 韓国側請求権の討議 8項目の対日請求を事務的に検討し、法的根拠のある請求を支払う立場(この立場は、池田総理が昭和36年11月朴議長に表明し、その後国会において明言した。)から、韓国側より個々の項目の説明を聞き、日本側としては事実関係の調査を始めた。

(2) 請求権に関する個別的討議による積上げ方式に関する問題点ないし限界

(イ) 8項目の請求の大きな部分について、日韓両国の主張や見解が対立したこと。

【日本統治の考え方の相違、軍令33号の効果の及ぶ範囲についての解釈の対立、インフレによる損害をどちらが負担するか等】

(ロ) 以上、理論的な対立もさることながら、個別請求権の処理ともなれば、日韓双方とも請求の事実関係に関する立証はいずれも根拠を明示しえなかつたこと。

(3) 37年3月このような事態を收拾すべく開かれた小坂・崔外相会談において、韓国側は、その請求権に対する日本側の支払金額を示せと主張し、日本側は、前述の論点のくい違いにより両国の主張に大きな隔りの

ある現状では、金額を示しても無意味であると主張し、
会談はものわかれとなり日韓会談は停止した。

3 (第3期) 大平・金会談から第7次会談開始まで(37年11月～39年11月)

(1) 大平・金会談(37年末) 韓国側請求権を法律的に解決することは困難であり、請求権交渉は全く暗礁に乗り上げたが、これを何等かの方法で解決して会談の妥結、そして国交正常化を図るべきであるとの大局的見地が日韓双方の現実的態度となり、請求権問題はある意味で棚上げとなり、現実的には解消することとなつて、日本側としては対韓経済援助の問題、韓国側としては経済協力の名において請求権の支払を受けるという形で処理されることとなつた。

(イ) その結果、韓国の民生安定と経済発展に貢献することを目的とした経済協力(無償3億ドル、有償2億ドル)をわが方から供与し、

(ロ) その随伴的結果として、韓国側の請求権も解決し、平和条約にもとづく請求権問題は完全に解決され、もはや存在しなくなることを確認し合う、

(7)

という方式をとることに両国が原則的に同意した。

(2) 上記大平・金合意については、解決の対象となる請求権の範囲等につき、両国間になお見解の相違が残されていたが、これによつて請求権問題については大筋解決の筋がついたものとして、その後は残された諸問題についても、請求権問題の進展を考慮して、諸懸案一括解決の立場から討議が進められることになり、特に漁業問題が重要な議題となつて、39年3月から4月末にかけて赤城・元農相会談が継続された。

4 (第4期) 第7次会談の開始から調印まで(39年12月～40年6月)

(1) 第7次会談(39年12月) 赤城・元会談の最中に生じた韓国学生デモにより、会談は中止されていたが、39年12月第7次会談が開始された。40年2月ソウルで基本関係条約がイニシアルされ、漁業を中心として他の懸案討議が推進された。

(2) 40年4月にいたり、椎名・李合意事項が成立し、わが国よりの経済協力の供与と並行して、両国間の請求権問題を一切解決するものとし、平和条約第4条の

(8)

請求権問題以外のものでも現在まで懸案となつていた両国の一切の請求権を相互に放棄することに合意の線が達した。この意味は、大平・金会談における経済協力による韓国側請求権棚上げの線から、さらに日韓間における漁業^{問題}その他の解決を前提として、韓国側請求権の消滅のほか、日本側の請求権をも合わせて放棄する線に落ちつたものである。

この結果、大平・金会談において、その帰すうの明らかでなかつた韓国側の韓国置籍船及び置水船に対する請求権及び文化財に対する請求権並びに日本側の拿捕船舶に対する請求権をも相互に主張しないこととなつた。

(3) 本協定の調印(40年6月) 今回調印された協定は、上記合意事項の基本線に沿つて締結され、日韓両国の請求権問題が完全に解決された。

注2

請求権関係重要事項年表

年 月 日	事 項
昭20・8・15	日本無条件降伏(終戦の詔勅)
" 9・2	降伏文書調印(ミズリー号上)
" 9・6	米軍南朝鮮に進駐
" 9・20	在韓米軍政府ソウルに設置
" 12・6	" 軍令33号公布
昭23・8・15	大韓民国独立
" 9・9	北鮮独立(朝鮮民主々義人民共和国)
" 9・11	米韓譲渡協定締結
昭26・9・8	対日平和条約署名(昭27・4・28発効)
" 10・20	日韓会談開始される
昭28・7・27	朝鮮軍事休戦協定調印
" 10・15	久保田発言(第3次日韓会談)
昭32・12・31	「米国解釈」に基づき日本側請求権主張撤回
昭35・4・19	学生デモを中心とする4月革命勃発 (李承晩政権の退陣。8月に張勉内閣成立)

年 月 日	事 項
昭35・10・25	第5次日韓会談始まる（昭36・5月まで）
昭36・7・3	朴政権成立
〃 10・20	第6次日韓会談始まる（昭39・11月まで）
〃 11・12	池田・朴会談（朴議長訪米の途次来日）
昭37・3・12	小坂・崔会談
〃 11・12	大平・金了解
昭39・12・3	第7次日韓会談始まる（昭40・6・22まで）
昭40・2・20	日韓基本条約案イニシアル
〃 4・3	椎名・李合意事項イニシアル
〃 6・22	諸協定正式調印

問2 韓国の対日8項目の請求の内容とそれに対する日本側見解を説明せよ。(外務省において答弁のこと)

答 韓国の対日8項目の請求については、第5次及び第6次会談において、韓国よりの説明及び主張を聴取し、これに対しわが方が見解を述べるという討議の過程において、法的根拠についての両国見解の根本的乖離と事実関係の把握の困難性の壁につきあたり、最終的に討議を了することができなかつたものであるが、その内容並びに会談において韓国が主張したところと、それに対する当時の日本側の一応の考え方を述べれば次のとおりである。

(要綱1) 朝鮮銀行を通じ日本へ搬出した地金・銀の返還を請求するものであるが、その根拠として韓国側は、朝鮮の中央銀行である朝鮮銀行の発券準備として保管すべき地金銀を日銀券と引換えに日本へ持つていつたのは、不当な植民地搾取であると主張した。

(日本側見解：当時の法令の根拠に基づき正当な業務として行なつたもので、対価も支払済であるから、なんら不当ではない。)

(要綱 2) 主として朝鮮総督府の仕事として行なつていた郵便貯金、簡易生命保険、年金などの支払を請求するものであるが、韓国側は総督府(通信局)の資金は、実質的には、韓国人貯金預入者や保険掛金者の払込金の集積から成るものであると主張して、かかる総督府の資金で日本へ流出した分の返還を請求した。

(日本側見解：個々人たる韓国人の郵便貯金、簡易保険掛金の支払という形での弁済を考慮する。)

(要綱 3) 終戦後韓国から日本へ送金した金額の返還を請求するものであるが、この請求の根拠として韓国側は、軍令 33 号は、終戦時まで遡つて日本人の財産、権利を没収する効力があるから、終戦後日本へ金を送つたのは軍令違反であると主張した。

(日本側見解：軍令 33 号の効力は、布告の日以降有効であり、その効力を遡らせて既に管轄外となり現実に差押えできなかつたものまでに及ぼすことはできない。)

(要綱 4) 戦前韓国に本社のあつた法人の在日財産の返還を請求するものであるが、韓国側の主張は、韓国に

本社のあつた法人はもともと韓国法人であり、その在日支店の財産も韓国側に帰属するものだから、返還せよということであつた。

(日本側見解：これらの法人はもともと日本の法令に基づく日本法人であり、戦後の分離により朝鮮銀行等の在日資産は、日本法人の国内資産として、占領軍の命令もあつて処理したものであるから、引渡しの必要はない。(ただ本来の朝鮮人株主への財産分配分は支払を考慮する。))

(要綱 5) 韓国人の日本政府及び日本人に対する各種債権(請求権)の支払を請求するものであるが、この請求の対象となつた各項目の具体的内容は次のとおりである。

2984万 円

(1) 国債、地方債、社債等の有価証券

(日本側見解：韓国人がもともと対価を支払つて購入した分については支払う。)

(2) 日銀券(旧券)、軍票、儲備券等の通貨

(日本側見解：日銀券のうち証拠が確かな分(日銀行員立会の下で韓国内で焼却)は、支払を考慮する。)

(3) 韓国人徴用者の未払賃金、退職金

(日本側見解：支払う方針とする。)

(4) 韓国人徴用者(軍人、軍属を含む)の精神的、肉体的苦痛に対する補償金

(日本側見解：徴用自体は、わが国内法上不当ではなく日本人にも徴用したことに対する補償金は支払っていないから、かかる請求は拒否する。(ただし特別の配慮として引揚者に準じた見舞金の支払は、考慮の余地ありという考え方も一部にあつた。))

(5)(a) 恩給の支払(国籍を喪失しても終戦後20年間は、支払を継続せよ)

(日本側見解：日本人であつた期間(平和条約発効時(27年4月)まで)の分は、支払う。)

(b) 引揚韓国人の引揚の際の税関預り金等の返還請求

(日本側見解：税関で保管している分は返還する。)

(6) 日本人(法人を含む)に対する債権の支払

(日本側見解：私人に対する債権の支払は、慎重に検討の上でなければ答えられない。)

(要綱6) (以上要綱1~5で具体的に請求したもの以外)

の)韓国人の日本人に対する権利の尊重を確認するよう要求するものであるが、これを具体的にいえば、これらの権利については、会談妥結後も、個人間で権利の行使ができるように保証するものとし、時効もそれまで完成しないようにせよという主張であつた。

(日本側見解：請求されたもの以外に何が残っているかわからないような不安定な状態にすることを認めるのは由々しい問題であり、請求権問題を解決したことにならないから反対である。)

(要綱7) 前記諸請求につき利息の支払を要求する。

(日本側見解：法律上付けるべき利息はつける。)

(要綱8) 請求権の支払を協定発効後6ヶ月以内に行なえという要求であつた。(日本側としてはこの点につき具体的に考えたことはなかつた。)

上記8項目の討議を通じて明らかとなつた請求権問題に関連する日韓両国間の基本的立場の対立としては、次のようなものがあつた。

(1) 南北鮮の問題

韓国側は、朝鮮人分全体の支払を要求するものであり、南鮮分と北鮮分に分けて南鮮分だけとするような考え方は絶対に採れないと主張した。

これに対し、日本側は、韓国の請求権は南鮮分だけに限るとの見解であつた。

(2) 在韓日本財産の韓国側帰属を考慮させる問題（米国解釈に対する考え方）

韓国側は、本来韓国側の対日請求権はもつとたくさんあつたのだが、韓国は在韓日本財産の帰属の事実を考慮して、請求権を減らし、8項目にしぼつたものであるから、在韓日本財産が韓国側へ帰属したことを理由に韓国側請求権を減額することはできないと主張した。

これに対し、日本側は、8項目の請求に対する支払額の決定につき、在韓日本財産の韓国側への帰属の事実を考慮して（請求権支払額をもつと減らすかどうか）決めるべきであるとの見解であつた。

(3) 支払金額の換算の問題（インフレによる損失を日韓のいずれが負担するか）

韓国側は、円表示の請求金額は終戦時のものであるから、現在の価値に表示するため1ドル=15円の換算率により支払え（24倍にせよ。）と主張した。

これに対し日本側は、請求されたものは金約款等の条件のない通常の円建債務であるから、表示金額そのままを支払えばよい、との見解であつた。

問 3 請求権問題解決と経済協力との関係を説明せよ。

(外務省において答弁のこと)

答 このたび日韓両国が基本関係条約はじめ各種の協定を取り結びその国交正常化を図ろうとすることは、両国があらゆる関係においてその不幸な過去を清算し、善隣友邦としての新たな親善関係を樹立しようとするものであつて「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する」協定もまたこの両国国交正常化の一環として締結されたものである。

すなわちこの協定においては、韓国の経済社会の安定発展に寄与することを希望して、わが国より経済協力を供与し、もつて両国経済の協力提携への第一歩を踏み出すこととなつているとともに、他面過去の交渉において両国間に見解の相違が甚しく、かつ事実関係の究明も極めて困難であつた請求権問題については、両国がそれぞれの立場をどこまでも固執することをやめて、今後は相互に一切その主張を行なわないものとし過去のいきさつを一切水に流すことによつて、最終的に解決することとな

つている。

このように、経済協力の供与も、請求権問題の解決も、いずれも過去の両国間の懸案を一括解決して、将来の新たな関係を樹立しようとする両国国交正常化の広い見地から行なわれるものであり、従つてわが国からの経済協力は、対日請求権の支払というような性質のものではない。

問 4 経済協力の金額 8 億ドルはどのように定められたか、
その算定根拠を説明せよ。

(外務省において答弁のこと) -

答 経済協力として供与する金額は無償 3 億ドル、有償 2 億ドル (3 億ドル以上の民間信用供与は、これら有償、無償の供与とは性質が異なり、国が責任をもつものではなく、単に期待されるにとどまるものであるから、これを合わせて 8 億ドル以上というのは正しくない) であるが、これは嘗つて一つの国家を形成していた日韓両国の特別の関係と将来における両国間の親交関係の発展という大局的見地に立ち、しかもわが国に一番近い隣国たる韓国経済の安定と発展がわが国にとつても望ましいとの事情も考慮し、かつわが国の財政事情をも十分勘案しつつ、この程度の経済協力を行なうことが適当かつ可能と判断した結果のものである。

このように無償 3 億ドル、有償 2 億ドルという金額は、あくまで経済協力としてこの程度の金額が適当であるとの判断により供与されるものであり、経済協力の問題が

(21)

経過的には請求権問題の解決に関連していたことは事実であるが、この金額というものは請求権の金額がいくらかという問題とは全く無関係のものである。

(注) 従来 of 国会答弁の趣旨

○ 3 8 2 7 衆、予 池田総理

向うの要求、また両国の正常化あるいは日本の支払能力から考えてこの程度が必要かつ可能と考えた、一日本の支払能力と日韓国交正常化のためには 3 億ドル (無償) が適当だ、これが根拠である。

○ 3 9 1 2 3 参、本 大平外相

将来にわたつて日韓両国が協力をし、双方の利益のためにどうすればよいかという分別を出して経済協力として片付けるものであり、3 億、2 億の金額は適正かつ可能な金額である。

○ 3 9 3 2 5 衆、大 田中蔵相

韓国が 3 6、7 年間同一の国家を形成していたものが、分離して独立したという特異な事情にあり、日韓交渉のすべてが片付くという円満妥結の状態になつたら 3 億、2 億の経済協力をしよう (請求権の問題から) 飛躍してもう少し高い立場からまあ一つ、というふうに合意された。

(22)

問 5 請求権解決協定の内容を簡単に説明せよ。

(外務省において答弁のこと)

答 請求権問題の解決は、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する」協定第 2 条に規定されているが、これは 3 項に分れており、

第 1 項において、日韓両国間の請求権問題が完全かつ最終的に解決されたことになることを確認する旨を宣言し、

その解決方法として第 2 項および第 3 項において、後述するものを除いて署名の日に存在する日韓両国の国及び国民のあらゆる財産、権利、利益と請求権につき両国は相互にいかなる主張も行なわないことを規定している。

すなわち、第 2 項(a)、(b)に規定する、戦後通常の関係において取得された財産権と在日韓国人のように相手国の国内社会に溶け込んだものの財産権のごとく、その性質上今回の請求権問題解決のための処理の対象外とすべきものを除いては、

両国は、平和条約 4 条(a)の特別取極の対象範囲に限ら

ず、署名の日に存在する国及びその国民のすべての財産権及び請求権につき一切の主張を放棄することとして、両国の間で懸案となっていた請求権の問題を一切解決することとした。

(しかし在韓日本財産のように、すでに平和条約で処理済のもの、及び北鮮分の請求権は今回の協定の対象外である。)

放棄の方法は、国の権利については国際法上の請求権を放棄し、国民の権利については、国がこれを取り上げて相手国に対して放棄するのではなく、相手国が自国民の権利を侵害する措置を講じても、外交手続を通じてその救済を要求することをしないという、いわゆる外交保護権を放棄するものである。

(従つて、自国民の財産権についての国内補償の義務は生じないが、反面相手国民の財産権が協定により直ちに消滅することともならないから、日本国内法上の韓国民財産権を消滅させるためには別途国内措置が必要であり、現在検討中である。)

注・請求権解決協定（第2条）の趣旨

（第1項）

1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年（昭和26年）9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたことになることを確認する。

（具 体 例）

① 現在まで日韓両国の間で懸案となってきた一切の財産請求権問題

平和条約第4条(a)に基づくもの

- | | | |
|---|-----|---------------------------------------|
| { | 韓国側 | ○ 8項目の対日請求
○ 船舶請求権
○ 文化財請求権 |
| | 日本側 | ○ 国有船舶（貸与）請求権
○ 拿捕漁船（平和条約発効以前）の請求権 |

上記以外は一切の財産・請求権

- | | | |
|---|-----|----------------------------------|
| { | 韓国側 | ○ 在日韓国人の請求権（8項目の一部） |
| | 日本側 | ○ 拿捕漁船の請求権
○ 在韓財産（38度線以北）の請求権 |

完全かつ最終的に解決されたことを確認

②

この協定の対象外のもの

- | | | |
|---------------------|------------------|-------------|
| ○ 在韓日本財産（38度線以南）の問題 | ----- 平和条約第4条(b) | } によりすでに解決済 |
| ○ 海底電線分離の問題 | ----- " 第4条(c) | |
| ○ 北鮮との財産請求権問題 | ----- 白紙に残されている | |

(第3項)

3 2の規定に従うことを条件として

一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日(昭和40年6月22日)に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに

一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくもの
に関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

問題の解決方法

お互いに国及び国民の財産権と請求権を放棄し、今後もう主張し合わないこととする。

第2項の除外例を除き、一切のものが消滅する。

表現の形

外交保護権の放棄

補償要求を回避するため

国民の権利に関しては
国が自ら国民の権利を取上げて放棄したのではなく、単に相手国の処分に対し異議を申し立てないという意味のものである

在外財産問題との関連

国内措置の課題

国内法的に韓国人の権利は完全に消滅しないので、
韓国人の権利の消滅の効果を確保するため国内措置の整備が必要

韓国人権利を消滅させるための
○国内法の制定
○関係当局の必要措置

外地居住者

例年所収の円金 正金 両合

内地へ持込

↑
他

送金

三本

(第2項)

この条の規定は、次のもの(この協定の署名の日までにそれぞれの締結国が執つた特別の措置の対象となつたものを除く。)に影響を及ぼすものではない。

(a) 一方の締約国の国民で1947年(昭和22年)8月15日からこの協定の署名の日(昭和40年6月22日)までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

(b) 一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつて1945年(昭和20年)8月15日以後における通常の接触の過程において取得され又は、他方の締約国の管轄の下にはいつたもの

韓国人の財産権<合(a)>の消長

○ 無関係
× 消滅 <合(e)>
△ 慎重に検討

引あげが可能な
銀行内蔵品
<合>は合意議事録
をさす

朝鮮
対外経済
諮議

財産権の取得時期 又は方法 韓国人の種類	20.8.15以前 に取得した 在日財産	20.8.15 以後に取得し た在日財産		左のうち 特別の措置 の対象とな つたもの <合(b)>
		通常の接触 によるもの	特殊な接触 によるもの <合(d)>	
在日韓国人 (21.8.16~40.6.22の間に引 続き1年以上在住) <合(c)>	○	○	○	×
その他の韓国人	×	○	×	×
うち 20.8.15~22.8.15の間に 引揚げた韓国人 (所有の不動産)<合(f)>	△	○	△	×

外交 待及 務

問 6 (1) 在韓日本財産は今回の協定で放棄されたものか。

(2) 在韓日本財産の放棄による補償問題を政府はどのように考えているか。

(外務省において答弁のこと。)

答 (1) 軍令第 33 号によつて在韓米軍政府に帰属せしめられた在韓日本財産の問題はすでに平和条約第 4 条 (b) により解決済であつて、この協定の対象外である。

(2) 在韓日本財産は、在韓米軍政府の帰属命令により、米軍政府が自からの所屬に帰せしめ、その後米韓協定によりこれを韓国に移譲したものであり、わが国は平和条約第 4 条 (b) の規定により在韓米軍政府の在韓日本財産に対する上記の処分については、異議を申し立てないことになつている。従つて、これによる喪失の損害は、あくまで米国政府の措置に起因するものであつて、日本政府の処分によるものではないので、政府としては損失補償の責に任ずるものではないと考えている。